

「福、笑い」研究会の遵守事項細則

（目的）

第1条 この規則は、「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱第3条の（6）に基づき、「福、笑い」研究会（以下、「研究会」という。）の遵守事項に関する必要な事項を定める。

（研究会の役割）

第2条 研究会は、福島県オリジナル米生産販売推進本部（以下、「推進本部」という。）が策定した「福、笑い」生産・販売戦略を理解し、販売店や消費者等ニーズにあった「福、笑い」を確実に生産・販売するために、会員相互の研さんや消費者等への情報発信に努めるとともに、「福、笑い」がブランド米市場における県産米の存在感を示し、県産米全体のけん引役として、県産米全体のイメージアップ、販売シェア拡大及び販売価格の引き上げを図り、生産者の所得向上を目指すものとする。

2 研究会は、新規栽培者や課題を有する生産者を重点的に支援する体制を確保すること等により栽培技術の向上や平準化を図る。

（作付面積）

第3条 研究会は、「福、笑い」の栽培経験のある生産者を優先するなど、確実に高品質・良食味な米を生産し、安定供給できる生産者に作付面積を配分する。

2 新たに設立した研究会において、初年目の一人あたりの作付面積は概ね50aを上限とし、研究会内で「福、笑い」の特性や栽培方法等の理解を深める研修や勉強会等の取組を行う。なお、既存の研究会が、効率的な運営等の観点から分割して設立した研究会で、会員に「福、笑い」の栽培経験者が存在する場合は、この限りではない。

（栽培適地）

第4条 「福、笑い」は、「コシヒカリ」より耐冷性が弱く、登熟が緩慢な特性があることから、栽培適地は、原則標高300m以下とする。

2 標高300m以上の地域において「福、笑い」の栽培を希望する研究会については、次の点を遵守するとともに、研究会の申請時に様式1号を提出する。

（1） 「福、笑い」の栽培を予定する地域は、既に「コシヒカリ」を主力品種として栽培し、当該地域における全水稻面積の概ね50%を占めており、「コシヒカリ」の出穂期が地域の安全出穂晩限期より前であること。

（2） 栽培初年目について、一人あたりの作付面積は概ね50aを上限とする。なお、新設する研究会においては、第3条2項の内数とする。

- (3) 「福、笑い」の特性や栽培方法等の理解を深めるため、栽培初年目は「コシヒカリ」との比較調査や検討会等を実施し、会員同士で情報を共有する。

(活動計画の作成等)

第5条 研究会は、高品質・良食味な「福、笑い」を生産し、販売促進に向けた積極的な活動を実施するため、活動計画(様式2号)を作成し、研究会を所管する農林事務所を経由して、活動年度の4月10日までに推進本部へ報告する。また、その活動実績(様式2号)については、翌年の2月25日までに研究会を所管する農林事務所を経由して推進本部へ報告する。

- 2 研究会は、生産者の遵守事項や栽培方法の理解度について、作付前にチェックリスト(様式3号)により確認する。
- 3 研究会は、生産者の種子や苗の処分状況について、田植後に苗の処分報告書(様式4号)により確認する。
- 4 研究会は、生産者の遵守事項等の理解状況や苗の処分状況について、推進本部から報告が求められた時には指定された期日までに報告する。

(収穫した米の取扱い)

第6条 収穫した米の取扱いについては、「福、笑い」生産に係る登録制実施要綱第3の(3)に基づき、収穫した米の全量を出荷契約を締結した集荷事業者へ出荷する。

- 2 消費拡大に向けて生産者自らが使用するための保有米、縁故米等(以下、「保有米等」という。)については、集荷事業者に出荷された米とし、研究会は必要な数量等について、当該生産者や集荷事業者と調整する。

ただし、研究会は、保有米等の数量等の状況を把握し、過度な保有とならないよう確認する。

- 3 研究会は、保有米等の数量について、推進本部が指定した期日までに報告する。

附 則

この細則は、令和6年7月30日から施行する。